

## 香川県事業承継ネットワーク事務局の経営者保証コーディネーター募集要領

公益財団法人かがわ産業支援財団（以下、「財団」という。）では、財団内の「香川県事業承継ネットワーク事務局」（以下、「事務局」という。）で、令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（中小企業庁委託事業）において実施する「事業承継時の経営者保証解除に向けた支援スキーム」（以下、「支援スキーム」という。）の全体を統括する経営者保証コーディネーターを下記のとおり募集します。

なお、本公募は、財団が令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（中小企業庁委託事業）の地域事務局として採択を受けることを前提に行う準備行為であり、当該採択を受けられなかった場合は、経営者保証コーディネーターの委嘱は行いません。

### ※令和元年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業

中小企業庁が、中小企業の事業承継問題解決の実現のために、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気づき」を促すため事業診断を実施し、さらに掘り起こされた支援ニーズに対してきめ細かな支援を行うことを目的として実施する事業のこと。香川県と本事業の統括責任者である香川県事業承継コーディネーター（以下、「承継コーディネーター」という。）が協議し、本県における事業方針を決定している。

### ※事業承継時の経営者保証解除に向けた支援スキーム

経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える中小企業を対象に、①経営者保証コーディネーターによる「経営者保証ガイドライン」に則した経営状況の確認（＝「見える化」）、②公的支援制度等を活用した「経理の透明性確保」、「財務内容の改善」等の支援、③経営者保証解除に向けた専門家による中小企業と金融機関との目線合わせのサポート（＝「経営者保証ガイドライン充足状況の説明」補助や代替的な融資手法等の提案等）をパッケージで支援するもの。

#### 【参考】

- ・支援スキーム図（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/2019/191220kaijoshiryoku04.pdf>

## 1 香川県事業承継ネットワーク事務局について

### (1) 概要

平成 29 年 6 月、事業承継ネットワーク構築事業（中小企業庁委託事業）の採択を受け、財団が事務局となり、商工会議所、金融機関等、36 の支援機関で構成する事業承継ネットワークを構築しました。平成 30 年度には、事務局内に「香川県事業承継支援窓口」（以下、「窓口」という。）を設置、コーディネーターを配置し、中小企業等の経営者に対して事業承継への意識喚起、早期・計画的な事業承継を促すため、支援機関と連携しながら事業承継診断や事業承継計画策定支援等を実施しています。

### (2) 事務局の業務

- ① 香川県との連携、情報共有、支援方針検討

- ② 香川県事業承継ネットワーク支援戦略に基づいた取組みの実施
  - ③ 香川県事業承継ネットワーク構成機関の事業承継診断等実施状況の把握、情報共有、連携等
  - ④ 支援機関、専門家等と連携した個社支援の実施
  - ⑤ 事業実施状況の報告、取りまとめ
  - ⑥ その他、事業の円滑な運営に関する業務
- (3) 窓口構成  
承継コーディネーター1名、ブロックコーディネーター（エリア別の支援責任者）3名、事務職員1名
- (4) 設置場所  
公益財団法人かがわ産業支援財団内  
(高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル1階)

## 2 募集内容

- (1) 経営者保証コーディネーターの業務内容  
支援スキームの責任者として、次の業務を行います。なお、次の内容は基本的な業務を示したものであり、経営者保証業務推進のため効果的な事業実施方法を検討し、実施にあたって役職に応じた業務を担うこととなります。
- ① 香川県及び承継コーディネーターと協議し、支援スキームの実施方針を決定
  - ② 地元金融機関や関連支援機関との連携
  - ③ 事業者からの相談受付・対応
  - ④ 「事業承継時判断材料チェックシート」（別添参考資料参照。内容は変更される場合があります。）に基づく経営状況の確認
  - ⑤ 「事業承継時判断材料チェックシート」の要件を充足できなかった事業者に対する公的支援制度等の活用提案
  - ⑥ 経営者保証解除に向けた取引金融機関との目線合わせを支援するため、事業者の要望に基づく専門家派遣要請・案件の引き継ぎ（当面、案件が生じた場合、専門家派遣をせず、経営者保証コーディネーターが金融機関との目線合わせを支援することとしている。）
  - ⑦ 香川県事業承継ネットワーク連絡会議への参加、活動報告、事例提示等
  - ⑧ 業務内容報告、案件進捗状況の管理等、業務の運営に関する業務
- (2) 募集人数  
1名
- (3) 従事日数  
週3日以上で財団の指定する日数

### 3 応募資格等

次の（１）～（７）をすべて満たしていること。

- （１）次のア～エのいずれかに該当し、「２（１）経営者保証コーディネーターの業務内容」を適切に行えること。
  - ア 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他本事業に必要と考えられる公的資格を有する者
  - イ 会社の財務担当責任者等として10年以上の実務経験を有する者
  - ウ 企業の財務診断の業務経験を10年以上有する者
  - エ ア～ウに準じる能力を有する者
- （２）各種業務（相談対応、データベース・パソコン操作等）を行うスキルを有すること。
- （３）行政、経済団体、地元金融機関、士業団体等とのネットワーク構築、及び関係者との適切かつ、円滑なコミュニケーションが取れること。
- （４）国の中小企業支援施策、事業承継支援施策を理解し、公正・中立な立場での業務遂行ができ、地域の活性化に寄与する意欲が高いこと。
- （５）財団のコーディネーターとして、コンプライアンスや守秘義務を徹底して遵守し、財団の信用を失わせるような言動をしないこと。
- （６）心身ともに健康なこと。
- （７）普通運転免許を有し、事業者への訪問等の業務を自家用車でできること。

### 4 業務条件

#### （１）業務場所

香川県事業承継支援窓口（（公財）かがわ産業支援財団内）  
（高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 1 階）

#### （２）委嘱期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

※当該事業に係る予算成立状況や業務実績により、更新する場合があります。

#### （３）業務時間

8 時 30 分から 17 時 15 分（うち休憩時間 60 分）

#### （４）報酬等（翌月 21 日払い）

日額 50,000 円（消費税及び地方消費税別）

※日額報酬制。通勤、企業訪問等の業務に係る旅費は、財団規定により支給します。  
社会保険等は自己負担、年次有給休暇、福利厚生、各種手当なし。

### 5 選考方法

選考委員による個人面接を行い、採否を決定します。（面接日程は、別途連絡します。）  
採否結果については、書面で郵送により通知します。

なお、応募者多数の場合は、書類選考を行い、その合格者のみに個人面接を行う場合があります。

〈選考スケジュール予定〉 ※変更される場合が有ります。

3月3日～3月16日	応募受付
3月17日～3月18日頃	面接詳細連絡
3月23日	面接選考

## 6 応募方法

所定の応募書類を応募受付期間内に、末尾に掲載の応募先へ提出してください。

### (1) 応募申込書入手方法

#### ① 直接受取

(公財)かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課  
(高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル 2階)

#### ② 財団ホームページ (<https://www.kagawa-isf.jp/>) からダウンロード

※【ニュース&トピックス】の「香川県事業承継ネットワーク事務局の経営者保証コーディネーターを募集します」

### (2) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。

- ① 香川県事業承継ネットワーク事務局の経営者保証コーディネーター応募申込書(様式1) ※写真添付
- ② 暴力団排除に関する誓約書(様式2)
- ③ 職歴・主な業績の詳細(様式自由)
- ④ 「3 応募資格等(1)」のア～エいずれかに該当することを証明する書類(写し)

### (3) 応募方法等

(2)の提出書類を一つの封筒に入れ、下記「8 応募及び問い合わせ先」まで郵送(簡易書留)又は持参してください。封筒の表紙の宛先面に「香川県事業承継ネットワーク事務局の経営者保証コーディネーター応募書類在中」と朱記してください。提出書類は日本語で作成のうえ、A4判片側印刷で作成してください。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。

### (4) 応募受付期間

令和2年3月3日(火)～3月16日(月)17:00必着

※ 郵送の場合も同様とします。

## 7 注意事項

- (1) 応募、選考に要した実費(交通費、郵送料等)は、当財団は負担しません。
- (2) 応募書類の再提出は受け付けません。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 経営者保証コーディネーターとして委嘱された場合、経歴や支援実績等を国や県、

香川県事業承継ネットワーク構成機関（商工会、商工会議所、金融機関等）に通知します。

- (4) 経営者保証コーディネーターの業務によって知り得た事業者の秘密等を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委嘱期間終了後も同様とします。
- (5) 応募書類の内容や面接選考時の説明等に虚偽があることが判明した場合は、選考結果通知後であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

## 8 応募及び問い合わせ先

〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2 階

公益財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課 担当：三本、三谷

[TEL:087-840-0391](tel:087-840-0391) FAX:087-869-3710